



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年3月6日(金) 号外(第1号)

■ 目 次

告 示

○知事指定薬物の指定の失効(薬務課)

ページ

2

■ 告 示

◎群馬県告示第66号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年3月6日

群馬県知事 山本 一 太

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) メチル＝2－〔1－（4－フルオロプロチル）－1H－インダゾール－3－カルボキサミド〕－3，3－ジメチルブタノアート（通称名4F－MDMB－BINACA）及びその塩類
- (2) N－〔1－（2－フェニルエチル）ピペリジン－4－イル〕－N－フェニルペンタンアミド（通称名Valeryl fentanyl）及びその塩類
- (3) （8R）－1－アセチル－N，N－ジエチル－6－メチル－9，10－ジデヒドロエルゴリン－8－カルボキサミド（通称名ALD－52、1－Acetyl－LSD）及びその塩類
- (4) 1－（1，3－ベンゾジオキサール－5－イル）－2－（ブチルアミノ）ペンタン－1－オン（通称名N－Butylpentylone）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。

3 指定が効力を失う日

令和2年3月9日

4 罰則の適用

この指定の失効の前にした行為については、なお条例の罰則を適用する。

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111